

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	食鳥検査
概要	<p>年間30万羽を超えて食鳥をとさつし、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするとき、及び食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況、並びにその内臓及び食鳥中抜きとたいの体壁の内側面の状態について市長の行なう検査を受けなければなりません。</p> <p>※食鳥とたいとは、と殺し、及び羽毛を除去した食鳥であって、その内臓を摘出する前のものをいいます。 ※食鳥中抜きとたいとは、食鳥とたいからその内臓を摘出したものをいいます。</p>
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項第2項第3項
審査基準	<p>食鳥検査は次の病気や異常等の有無について行い、食鳥検査に合格しなかった場合は廃棄等の措置を講ずることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法に定められている、家畜伝染病及び届出伝染病 ・次の病気や潤滑油の付着等の異常 <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限る、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	大阪市食肉衛生検査所
提出時期	随時
提出方法	食鳥検査申請書及び手数料を大阪市食肉衛生検査所へ提出してください。
手数料	1羽あたり3円
相談窓口	大阪市食肉衛生検査所
ホームページ	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥の処理羽数が年間30万羽以下の場合、市長に食鳥の生体の状況や食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいの内臓や体壁の内面の確認方法について確認規定を提出し、その確認規定の認定を受ければ市長の行う食鳥検査を免除されます。